資料１－３

多重債務問題対策推進懇談会運営要領（案）

令和８年 10 月 28 日
多重債務問題対策推進懇談会申合せ

（多重債務問題対策推進懇談会の運営）
第１条　多重債務問題対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）の議事の手続その他有識者会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（懇談会の招集）
第２条　懇談会は座長が招集する。
２　座長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。
３　座長は、懇談会を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

（議長）
第３条　座長は、懇談会の議長となり、議事を整理する。

（意見の聴取）
第４条　座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（懇談会の公開）
第５条　懇談会は公開とする。
２　前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

（議事録の作成及び公表）
第６条　懇談会の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。

（懇談会の資料の公表）
第７条　懇談会の資料は、公表するものとする。

（雑則）
第８条　この運営要領に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。